平成２２年（フ）第８６２号
東京都八王子市打越町1076番地１グリューンシュロス204号
債務者　丸山　貴茂
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８６９号
東京都多摩市東寺方３丁目１番地３―302
債務者　谷本　洋春
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８７０号
東京都武蔵村山市神明２丁目87番地の５
債務者　黒尾　敏雄
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８２号
東京都国立市北３丁目22番18―206
債務者　緒方　晴子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２号
長崎県佐世保市東浜町589番地
債務者　川原　静馬
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
長崎県佐世保市東浜町589番地
債務者　川原キクヱ
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市針尾東町795番地２　葉山ハイツ101、旧住所長崎県西海市西彼町小迎郷694番地３
債務者　川口　隆之
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
長崎県佐世保市広田３丁目39番21号　カルディア小田203号、旧住所長崎県佐世保市長畑町253番地２
債務者　古達　光人
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
長崎県佐世保市峰坂町９番22号
債務者　井上まゆみ（旧姓空閑）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
長崎県佐世保市鹿子前町788番地　海自Ａ棟18号
債務者　作本　之祐（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
東京都羽村市栄町１丁目４番地８メゾンシャルマン101
債務者　石田智恵美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８５号
静岡県磐田市豊浜946番地２
債務者　石黒　義徳
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４６号
千葉市稲毛区六方町103番地１
破産者　株式会社オーテック
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４７号
千葉県四街道市鹿渡827番地４
破産者　大谷　保臣
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７５５号
千葉県市川市新田５丁目６番４号
破産者　有限会社夢ハウジング
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８６号
千葉市花見川区幕張町１丁目937番地
破産者　市原　　勇
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
千葉県船橋市三山４丁目26番７号
破産者　小林万紀子
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係